

江戸川区および東京ガス株式会社の  
カーボン・マイナス推進に関する連携協定

江戸川区（以下「甲」という。）および東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙はそれぞれが有する資源を有効活用し、緊密に連携・協力しながら江戸川区気候変動適応計画に基づき、江戸川区内で排出される温室効果ガスについて、2050（令和32）年度カーボン・マイナス〔2013（平成25）年度比〕を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) カーボン・マイナス推進のトータルコーディネートに関する事項
- (2) 個人と、事業者への太陽光発電設備・蓄電池・再生可能エネルギーの普及に関する事項
- (3) 水力発電による電力調達等、江戸川区公共施設の脱炭素化に関する事項
- (4) エネルギーデータの活用によるエネルギー利用効率の最適化に関する事項
- (5) 地域のレジリエンス強化に関する事項
- (6) 学校等における環境エネルギー教育に関する事項
- (7) セミナー開催等脱炭素についての情報発信に関する事項
- (8) その他、カーボン・マイナス推進に関する事項

2 甲および乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容および実施方法は、甲乙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容に付き変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲および乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく活動に必要な範囲内において、自己の子会社に対して、前項と同様の義務を負わせることを条件に、甲から知り得た秘密情報を開示することができる。

(疑義の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に付き疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6 年 12 月 25 日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

甲 江戸川区

江戸川区長 齊 藤 猛

東京都港区海岸一丁目5番20号

乙 東京ガス株式会社

代表執行役社長 笹 山 晋 一